



長野県報

1月29日(木)
平成27年
(2015年)
第2644号

目 次

告 示

信州ものづくり産業投資応援条例に基づく製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域（産業立地・経営支援課）	1
保安林の指定施業要件の変更（森林づくり推進課）	1
保安林の指定の通知の掲示（森林づくり推進課）	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	2
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	3
土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域の指定（2件）（砂防課）	3
道路の区域決定及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働課）	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課）	4
一般競争入札（10件）（財産活用課）	5
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	8
一般競争入札（7件）（企業局）	9
正誤（森林づくり推進課）	11

告 示

長野県告示第25号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成27年1月29日

長野県知事 阿部 守一

伊那市手良沢岡1018番1

産業立地・経営支援課

長野県告示第26号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をします。
平成27年1月29日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林の所在場所
上田市下之郷字紅平816の2、816の3
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字紅平816の2
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第27号

森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、次の森林に係る保安林の指定について、当該森林の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に、その通知の内容を掲示しました。

平成27年1月29日

長野県知事 阿部 守一

保安林指定通知の内容（要旨）

- 1 土砂の流出の防備のため保安林に指定されたこと。
- 2 保安林の指定後における当該保安林に係る立木の伐採の方法及び限度については、平成26年12月3日付け農林水産省告示第1702号（保安林の指定をする件）のとおりであること。

保安林の所在場所	所在の不分明な森林所有者氏名
北安曇郡小谷村大字北小谷字ミノケ4773	山本 紀穂

森林づくり推進課

長野県告示第28号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年1月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称

小松原1、小松原2、小松原3、小松原4、阿知原1、阿知原2、阿知原3、阿知原4、阿知原5、阿知原6、阿知原7、阿知原8、阿知原9、阿知原10、小松原5、阿知原11、阿知原12、阿知原13、粒一北1、小松原6、粒一北2、阿知原14、阿知原15、桃立1、桃立2、桃立3、桃立4、桃立5、桃立6、桃立7、桃立8、大久保1、大久保2、大久保3、大久保4、大久保5、大久保6、大久保7、大久保8、大久保9、大久保10、大久保11、大久保12、大久保13、大久保14、粒三1、粒三2、粒三3、粒三4、粒二1、粒二2、粒二3、粒二4、粒二5、粒二6、粒一北3、粒一北4、粒一北5、粒一北6、粒一北7、粒一北8、粒一北9、粒一北10、粒一北11、粒一北12、粒一北13、粒二7、粒一南1、粒一南2、粒一南3、粒一南4、粒一南5、粒一南6、粒一南7、粒一南8、粒一南9、粒一南10、粒一南11、粒一南12、粒三5、粒三6、粒三7、粒三8、粒三9、中島1、中島2、中島3、中島4、中島5、中島6、中島7、中島8、中島9、中島10、中島11、中島12、山一東1、山一東2、山一東3、山一東4、山一西1、山一西2、山一東5、山二1、山二2、山一西3、山一西4、山一西5、山一西6、山一西7、山二3、山二4、山二5、山二6、山二7、山二8、山二9、山二10、山二11、山二12、

山二13、山二14、山二15、山二16、山二17、山二18、山二19、山二20、山二21、山二22、山二23、北又1、北又2、北又3、北又4、北又5、北又6、北又7、北又8、新中原1、北又9、北又10、休戸1、休戸2、吉岡1、休戸3、休戸4、合上1、合上2、合上3、合上4、合上5、手塚原1、合南1、手塚原2、手塚原3、手塚原4、手塚原5、手塚原6、鎮西1、吉岡2、吉岡3、菅野1、菅野2、菅野3、菅野4、新井1、新井2、新井3、仁王関1、仁王関2、仁王関3、仁王関4、仁王関5、仁王関6、仁王関7、仁王関8、仁王関9、新井4、新井5、新井6、新井7、吉岡4、鎮西2、鎮西3、新井8、鎮西4、鎮西5、鎮西6、鎮西7、鎮西8、鎮西9、鎮西10、鎮西11、鎮西12、鎮西13、鎮西14、鎮西15、入野1、入野2、上野原1、上野原2、上野原3、入野3、入野4、入野5、明地原1、明地原2、長原1、明地原3、明地原4、明地原5、新田1、新田2、中原1、中原2、中原3、新田3、新田4、新田5、原平1、原平2、原平3、原平4、原平5、原平6、原平7、中平1、北平1、北平2、中平2、中平3、西部1、西部2、相田1、相田2、相田3、相田4、相田5、相田6、相田7、相田8、相田9、相田10、相田11及び相田12

- 2 指定の区域

下伊那郡下條村及び阿南町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第29号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年1月29日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称

小松原2、阿知原3、阿知原4、阿知原6、阿知原8、小松原5、阿知原11、阿知原13、粒一北1、小松原6、粒一北2、阿知原14、阿知原15、桃立2、桃立4、桃立5、桃立6、桃立7、大久保1、大久保3、大久保4、大久保5、大久保6、大久保9、大久保10、大久保11、大久保12、大久保14、粒三2、粒三3、粒三4、粒二1、粒二2、粒二3、粒二4、粒二5、粒二6、粒一北3、粒一北4、粒一北5、粒一北6、粒一北7、粒一北8、粒一北9、粒一北10、粒一北11、粒一北12、粒一北13、粒二7、粒一南1、粒一南2、粒一南3、粒一南4、粒一南5、粒一南6、粒一南7、粒一南8、粒一南9、粒一南10、粒一南11、粒一南12、粒三5、粒三6、粒三7、粒三8、中島1、中島2、中島3、中島4、中島5、中島6、中島7、中島8、中島9、中島10、中島11、中島12、山一東1、山一東2、山一東3、山一東4、山一西1、山一西2、山一東5、山二1、山二2、山一西3、山一西4、山一西5、山一西6、山一西7、山二3、山二4、山二5、山二6、山二7、山二8、山二9、山二10、山二11、山二12、山二13、山二14、山二15、山二16、山二17、山二18、山二19、山二20、山二21、山二22、山二23、北又1、北又2、北又3、北又4、北又5、北又6、北又7、北又8

8、新中原1、北又9、北又10、休戸2、吉岡1、休戸3、休戸4、合上1、合上2、合上3、合上4、合上5、合南1、手塚原2、手塚原3、手塚原4、手塚原5、吉岡2、吉岡3、菅野3、菅野4、新井1、新井2、仁王関2、仁王関3、仁王関4、仁王関5、仁王関6、仁王関7、仁王関8、新井5、新井6、新井7、吉岡4、鎮西2、鎮西3、新井8、鎮西4、鎮西5、鎮西6、鎮西7、鎮西8、鎮西10、鎮西12、鎮西14、鎮西15、上野原1、上野原2、上野原3、入野4、明地原1、明地原2、長原1、明地原3、明地原4、明地原5、新田1、新田2、中原2、原平1、原平2、原平4、原平5、原平6、原平7、中平1、北平1、北平2、中平2、中平3、西部1、西部2、相田1、相田2、相田3、相田4、相田5、相田6、相田7、相田8、相田9、相田10及び相田11

2 指定の区域

下伊那郡下條村及び阿南町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

相田沢川、火沢川、加竜川支1、加竜川支4、白又川支1、白又川支2、白又川、玉溝川、濁沢川、濁沢川支1及び滝の沢川

2 指定の区域

下伊那郡下條村及び阿南町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第32号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年1月29日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

高沢、古加屋、毛見、毛見南、荒瀬原、古間及び戸草

2 指定の区域

上水内郡信濃町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第33号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が地滑りである土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年1月29日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

小玉、芹沢、栄町、牟礼及び高坂

2 指定の区域

上水内郡飯綱町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県長野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第30号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年1月29日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

相田沢川、火沢川、加竜川支1、加竜川支2、加竜川支3、加竜川支4、白又川支1、白又川支2、白又川、玉溝川、牛ヶ爪川支1、三狩・牛ヶ爪川、濁沢川、濁沢川支1、南の沢川及び滝の沢川

2 指定の区域

下伊那郡下條村及び阿南町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県飯田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第31号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成27年1月29日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

長野県松本建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定した旨、国土交通省関東地方整備局長から通知がありました。

その関係図面は、告示の日から平成27年2月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年1月29日

長野県松本建設事務所長 波間 寛

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 158号

3 道路の区域

区間	敷地幅員	延長
松本市波田字石原1336番1地先から 松本市大字島立4981番地先まで	m 21.6～120.3	km 5.415

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年2月12日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年1月29日

長野県北信建設事務所長 新家智裕

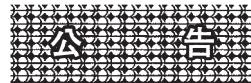
1 道路の種類 県道

2 路線名 宮村湯田中停車場線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字間山字道灌山1804番の1地先から 下高井郡山ノ内町大字寒沢字新田1184番の1地先まで	旧	m 1.0～11.0	km 1.6228
		m 2.0～31.5	km 2.7942
中野市大字間山字道灌山1804番の1地先から 中野市大字間山字柳入1856番の1地先まで	新	m 1.0～11.0	km 0.8025
		m 2.0～31.5	km 2.7942

道路管理課

**公告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年1月29日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成27年1月21日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人北信ふくしMねっと

3 代表者の氏名

塙田 實

4 主たる事務所の所在地

飯山市大字中曾根156番地15

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障がい者、児童等一人ひとりに対して、地域での暮らしにかかわる権利擁護の支援に関する事業を行い、長野県民の人権の擁護と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年1月29日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成27年1月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人佐久平総合リハビリセンター

3 代表者の氏名

中村 崇

4 主たる事務所の所在地

佐久市佐久平駅北29番地2 ポレスター佐久平302

5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民及び行政・企業に対しその保健医療福祉教育スポーツなどの事業の運営協力及びコーディネート育成をおこない地域住民の健康維持・増進活動に寄与することを目的とする。

県民協働課